

**川口市立上青木中学校  
いじめの防止等のための基本的な方針**

**令和2年5月7日  
川口市立上青木中学校**

## はじめに

児童生徒が一人の人格として尊重され、夢や希望を持って、すこやかに成長することが、学校・家庭・地域を含めたわれわれ多くの国民の願いである。しかし、いじめはいじめを受ける児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害するばかりでなく、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与える。さらには、時として、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れもあるものである。それゆえ、いじめ問題への対応は学校ばかりではなく、社会全体で解決しなければならない最重要課題となっている。

こうしたいじめ問題から、一人でも多くの児童生徒を救うためには、教職員をはじめ、保護者や地域住民一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」との認識を持ち、それぞれの責任を自覚し、役割を果たしていかなければならない。

本校では、これまで月に1回「いじめアンケート（学校生活アンケート）」を実施するとともに、年間計画上に教育相談週間を設定し二者面談・三者面談を実施するなどいじめの早期発見・対応に努めてきた。また、担任は「生活記録ノート」を毎日確認し、ささいな生徒の心の動きにも注目し、いじめの未然防止にも努めている。いじめと思われる情報があつた場合、情報を生徒指導主任に一元化し、管理職の指導のもと、すみやかな組織的対応を行ってきた。職員会議や学年会議などで情報を共有しながら実態把握や指導を行うことにより、いじめにつながる可能性のある事案を小さな芽の時点で解決の方向に向うことも少なくなっている。また、生徒会を中心としたいじめをなくす取り組みを実施し、保護者と連携をした「あいさつ運動」を通してコミュニケーション力を高めてきた。現状としては今までの取り組みがある程度抑止になっていると考えられる。

川口市立上青木中学校いじめの防止等のための基本的な方針（以下「上青木中学校基本方針」という。）は、これらの対策を更に実効的なものとし、生徒の尊厳を保持する目的の下、国・埼玉県・川口市・学校・家庭・地域その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、本校の実情に応じ、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものである。

## 第1 上青木中学校基本方針の策定

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

本校は、法の趣旨を踏まえ、国の基本方針、埼玉県の基本方針、川口市の基本方針を参酌し、本校の実情に応じ、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

上青木中学校基本方針では、本校の実情に応じ、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が、本校において体系的かつ計画的に行われるよう、講ずべき対策の内容を具体的に記載する。

また、いじめの防止等に係る日常的な取組の検証・見直しを図る仕組みや、本校におけるいじめの防止に資する啓発活動や教育的取組を具体的に定める。

更に、取組の実効性を高めるため、上青木中学校基本方針が、本校の実情に即してきちんと機能しているかを点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを盛り込む。具体的には、以下の通りとする。

ア 月1回「いじめアンケート」の実施。1学期に適宜二者面談を実施し、2学期には教育相談週間として教育相談アンケートと三者面談を実施する。

イ 「いじめアンケート」をもとに個別相談を実施するとともに、生徒指導委員会や教育相談部会で情報収集、方策協議を行い、生徒指導主任に情報を一元化し、管理職の指導のもとすみやかな対応を行う。全職員で情報を共有し、組織的な対応を行う。PDCAサイクルを明確にし、見とどけを確実に行う。

ウ 担任は「生活記録ノート」を活用して未然防止や早期発見に努める。

エ 2学期に教育相談週間として二者面談を実施する。

オ 学期に1回行う全職員対象の生徒指導に関する校内研修を実施する。

カ 保護者と連携を密にするとともに、PTA組織を活用し、情報の収集を図る。

キ 学期に1回行う地域、民生委員、保護司との情報交換を行う地域連絡協議会を実施する。

ク 各学期に実施される学校評議委員会で協議を行う。必要に応じてPTAと連携して行う。

ケ 生徒会・各種専門委員会・部長会と連携し、「いじめ撲滅月間」を設定する。県の月間に合わせ11月を強化月間とし、「いじめゼロ しない・させない・ゆるさない」をスローガンに呼びかけを実施する。

コ 1・2学期に行う学校評価に基づく生徒指導体制の現状と課題の洗い出しをする。

サ 非行防止（ネットいじめ関係）教室を実施する